

法令名	海老名市海老名駅自由通路設置条例
根拠条項	第 19 条
処分等の概要	利用の承認（使用許可）
法令の定め	<p>(利用の承認)</p> <p>第 19 条 自由通路を利用しようとする者は、次に掲げる行為を行う場合には、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、当該行為が歩行者の往来に相当の影響を与えるおそれがない場合で、かつ、営利を目的とした行為と認められない場合は、承認を要しない。</p> <p>(1) 募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為</p> <p>(2) 催事、興行その他これらに類する行為</p> <p>(3) 音楽活動その他これらに類する行為</p> <p>(4) 業として行う写真又は映画等の撮影</p> <p>2 指定管理者は、自由通路の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、第 1 項の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 自由通路に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 自由通路その他周囲の景観及び美観を損ねるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。</p> <p>(5) その他自由通路の通行上又は管理上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>4 指定管理者は、自主事業として第 1 項各号に掲げる行為をする場合は、同項の承認を前条に規定する市長との協議をもって代えることができる。</p> <p>5 市長は、第 1 項に規定する指定管理者の承認を受けずに同項各号の利用をしたと認められる者に対し、当該利用の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p> <p>6 第 1 項、第 2 項、第 3 項及び前項の規定は、承認を受けた事項を変更しようとする場合について準用する。</p>
審査基準	<p>1 条例第 19 条第 1 項における<u>承認を要しない</u>行為の審査基準</p> <p>歩行空間として 3.5m 以上を確保することを前提として、次の(1)及び(2)の要件をすべて満たす行為は、承認を要しないものとする。</p> <p>(1) 実施の規模が 10 m²未満又は 1 時間未満のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーブル等を配置し、一定の区画を設ける場合は、当該区画全体の面積により実施の規模を算定する。 ・ 利用の実施に係る準備から片付けまでに要する時間も算入する。

- ・ ビラ配り等で、配布者が一定の場所に留まらず、面積を算定しがたい場合は、配布者1人あたり1㎡を単位として実施の規模を算定する。
- ・ 観客等が見込まれる場合は、その滞在する面積を実施の規模とする。
- ※ 利用が複数の者により点在して実施される場合は、点在する箇所との間隔において3.5m以上の歩行空間が確保できていれば、当該箇所ごとの面積を実施の規模とする。ただし、複数の者が一団として利用する場合は、当該複数の者が利用する面積の合計を実施の規模とする。

(2) 営利目的でないもの

- ※ ここでいう営利目的とは、利用承認申請者（特定の個人又は法人）が金銭的利益を受けることを指し、その対象は、利用行為において直接の金銭の授受をする者だけに限らず、企業のPR、商品の広告その他の周知活動による間接的に金銭的利益となるものも含む。
- ※ 上記のほか、報道機関が行う取材その他これに類する行為で施設の運営に係る必要な情報発信その他行政が行う事業の周知に関わるものについては、営利目的でないものとする。

2 条例第19条第1項各号に該当するもの

前記1により利用の承認を要しない行為を除き、次に掲げる行為は承認を要する。

(1) 第1号「募金、署名活動、広報活動その他これらに類する行為」

- ・ 寄付金を集める等の行為
- ・ 意見に同意する人に対し、書面に名前を記載したものを集める等の行為
- ・ 各種イベント、献血等の案内チラシの配布、企業や店舗の宣伝のため、試供品、広告の配布等をする行為
- ・ 政治活動

(2) 第2号「催事、興行その他これらに類する行為」

- ・ 地域の祭事等で市が主催、共催、後援する催し物
- ・ 芸能や見世物等の行為

(3) 第3号「音楽活動その他これらに類する行為」

- ・ 歌唱及び楽器を使用したパフォーマンス活動

(4) 第4号「業として行う写真又は映画等の撮影」

- ・ 業として行う静止画、動画の撮影

※ 報道機関が行う取材等の承認については、前記1(2)による。

※ 行政機関が行う広報等を目的とする取材のための撮影は、承認を要しないものとする。

3 条例第19条第3項各号に該当するもの

承認をしない行為としての考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|--|--|
| | <p>(1) 第1号「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 第三者を直接に騷擾（じょう）その他の犯罪の実行をあおるおそれがある場合、犯罪を助長し、若しくは誘発するおそれがある場合又は猥せつ等人心に不良の影響を及ぼすような状態が引き起こされる危険がある場合 <p>(2) 第2号「自由通路に損害を与えるおそれがあるとき」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用方法、利用者が所持する物品等により、自由通路に損害や汚損を与え、又は第三者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 <p>(3) 第3号「自由通路その他周囲の景観及び美観を損ねるおそれがあるとき」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用に際し、油、塗料等を塗布するおそれがあるとき。 <p>(4) 第4号「集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団その他の団体の利益になるおそれがあるとき。 <p>(5) 第5号「その他自由通路の通行上又は管理上支障が生じるおそれがあるとき」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用の申請に虚偽又は不正があったとき。・ 施設の維持管理に関する修繕、改修等により使用する範囲と重複するとき。 <p>(6) 条例第30条が適用されるもの</p> <p>※ 条例第30条の適用基準参照</p> |
|--|--|